

# 宮古市庁舎跡地活用に係る提言

平成29年3月22日

宮 古 市 議 会

## はじめに

新庁舎の移転後は、現在の本庁舎分庁舎は庁舎としての役割を終えるが、地域の発展を支えてきた中心地であり、庁舎跡地の利活用策は今後の地域の活性化を考えるうえで大変重要な課題である。

本市議会は市庁舎の活用策検討のため、平成28年3月定例会において宮古市庁舎跡地活用調査特別委員会を設置したところである。本特別委員会では市庁舎跡地の活用策について、市民・諸団体との意見交換や議員アンケートを行い、多くの意見や考え方について調査を行い、そのことを踏まえ平成28年3月以降、17回にわたって議論を重ねて、利活用の方向性をまとめたところである。

本提言を本市議会総意によるものとして真摯に受け止め、今後の基本計画の策定作業において十分に検討され、計画に反映されることを望むものである。

平成29年3月22日

宮古市議会議長 前川 昌 登

## 本特別委員会の跡地活用に関する調査結果と提言

### 1 観光・商業等の産業振興施設整備について

市外からの観光客と交流人口の拡大につなげる拠点施設として、観光・商業等の施設整備を行い、産業振興と地域経済の活性化を図る跡地活用に期待する声は、議員アンケートのみならず市内経済団体や市民各層から上げられたところである。

本特別委員会も、観光・商業等施設整備を本庁舎跡地活用策の重要な検討テーマの一つとして位置付け、検討を進めてきた。

検討にあたり、①魚菜市场やシートピアなあど等の施設、既存商店街との競争・競合を避けるための「差別化」をどう図るか。②観光客の増大及び交流人口の拡大につなげる施設とするための地域資源と魅力をどう活用し発信すべきか。③施設整備及び運営に係る財源や施設運営主体等の課題をどう考えるか。を中心的な論点として議論、検討を重ねてきたところである。

しかし、議論では施設整備の必要性では概ね一致したものの、施設内容をめぐり多様な意見もあり、観光・商業等施設の姿、イメージを具体的なものにすることはできなかった。また、各論（論点）においても、議論を深める材料、資料等の調査の不十分さもあって具体論につなげることの難しさがあった。

本特別委員会の調査活動とは別に、宮古商工会議所において、民間活力を活かした「まちづくり会社」設立による商業観光等交流施設の整備検討の方向が示され、本特別委員会としても、この取り組みに注目し期待を持って推移を見守ってきたところである。しかし、民間活力によるまちづくり会社では採算面でのハードルが高いとの検討結果が報告され、あらためて公と民の連携による仕組みづくりと取り組みが課題として提起されたところである。

跡地活用策として観光・商業施設等整備が挙げられた大きな理由の一つは、当該地が国道45号と106号の結節点であり、本市の観光拠点である浄土ヶ浜へのアクセス入口部にあることなど、地理的条件と交通アクセスの優位性であった。

本市は現在、三陸沿岸道路や宮古・盛岡横断道路、北部環状線等の整備が進められている。これらの幹線道路の整備後には、交通体系が大きく変化し、市内への車両交通の動線、流れにも影響が出てくることが予想される。この点についても跡地活用策検討にあたっての論点の一つとして議論を行ってきたところである。

以上の検討経過と論点を踏まえ本特別委員会は、跡地活用策として観光・商業等施設を整備することについては、今後の交通体系の変化を見極める必要があるものと判断する。ついては、継続して検討を行うよう提言する。

なお、本特別委員会は上記の判断を行ったが、市内経済団体等をはじめとした各種団体や市民各層及び多くの議員から寄せられた産業振興と地域活性化の必要性は共有するものであり、本市の震災復興需要終了後の地域経済を見据えた交流

人口拡大に向けた施策の一つとして、その重要性を認識するものである。したがって市においては、今後の重要施策課題として位置付け、民間経済団体との公民連携事業も視野に入れ検討を進めるよう要望する。

## **2 スポーツ、野外コンベンション等の機能を持つ広場整備について**

憩いの場としての公園や広場、市民・若者が楽しめるスポーツ施設、野外コンベンション機能等の跡地活用の意見も多く出されたところである。

一方で、公園整備については既設の児童公園、近隣公園等の利活用で足りるとの意見や管理面の課題も指摘されたところである。

本特別委員会は、市内には若者が集い楽しめる場所がなく、わざわざ市外に出かけている実態もあることから、市内外の若者等が集まる、集まれる新たな活動拠点を整備することは有効であり、若者の定住促進にもつながるものと判断した。

具体的には、屋根付きステージ設置による野外コンベンション機能や音楽・文化活動等の多様なイベントが開催できる場として、併せて若者に人気があるフットサルやスケートボード等の軽スポーツを楽しむ広場として整備し、活用を図るべきと提言する。

また、軽トラック市やチャレンジショップ等による生産者の直売、キッチンカー屋台等での飲食提供も可能と考えられ、「賑わいと交流の場」としての利活用を図ることも期待できる。

将来において観光・商業等施設の整備用地として活用を図ることも想定し、施設整備は屋根付きステージのほかはトイレ、ベンチ等の休憩施設配置にとどめ、箱物・ハード整備は避けるべきである。

## **3 東日本大震災「慰霊」の場について**

市本庁舎が東日本大震災で被災した点も踏まえて、震災の記憶を伝承するとともに、市民はもとより市外の方も訪れることができる慰霊・鎮魂の場として、市庁舎跡地の一面を活用した、モニュメント等を整備することについても提言する。

観光団体等からも、田老地区の学ぶ防災や津波遺構とは別に、市内中心部に慰霊・鎮魂の場があることで誘客にもつながるとの意見が出されているところである。新庁舎に予定されている防災展示コーナーとも結びつけ、関連性を持たせる工夫を検討し、震災の記憶伝承にとどまらず「津波防災のまち」として情報発信を行うべきである。

## **4 分庁舎跡地活用について**

現分庁舎は浸水の可能性も低いことから、土砂災害危険区域指定以外の場所に地域のコミュニティセンターを整備するよう提言する。

この提言は、市庁舎の移転・解体によって周辺の地域住民は投票所と避難施設を失うことになり、こうした地域事情に配慮した対応が必要と判断したものである。また、当地域における災害時の避難所としての役割も果たしている中央公民館は、公共施設再配置計画で当面は存続利用の考えが示されているものの、老朽化が著しく近い将来は廃止の可能性が高いと想定できる。

このことから、地域住民の集会やサークル活動等に供するコミュニティセンターの施設整備を行い、選挙時における投票所や災害時の避難場所として利活用を図るべきである。

また、コミュニティセンター整備用地以外は、駐車場として利活用すべきと判断するものである。本庁舎の跡地活用を補完する駐車場とするとともに、商店街の活性化にもつなげる視点から商店街利用者やイベント時の駐車場としても有効活用を図るべきである。

## **5 市庁舎跡地と旧愛宕小学校の一体活用について**

市庁舎跡地活用における議論、検討過程では、屋内施設によるボルダリング、卓球、フットサル等のスポーツができる場や子どもの遊ぶ場の整備を求める意見が多く出されたところである。同様の意見は市内諸団体の中からも上げられている。また、NPOや各種団体が情報共有できる「場所」づくりの必要性も指摘されたところである。しかし、市民各層・諸団体、議会の多様な意見をすべて跡地活用策に盛り込むことは、限られた用地面積や財源の点から困難である。

さらに、現市庁舎の移転によって「新川町から鯉ヶ崎まで人の流れが途絶え、築地、愛宕、光岸地地区は衰退する。」との不安や懸念する声も上げられている。市庁舎跡地と旧愛宕小学校を一体のエリアとして捉え、校舎、体育館、校庭の活用を図ることで、跡地活用策の多様な意見に対する選択肢は広がり、地域にとっても「賑わいと交流」の仕組みづくりにつなげることができる。

このことから、応急仮設住宅撤去後の活用を前提に、屋内外でのスポーツの場や子どもの遊び場、各種団体の交流の場等として、旧愛宕小学校の利活用を提言するものである。